

車両等の校正方法の手引き

基準分銅の代わりに車両等を分銅として検査（※）に使用する場合は、日本産業規格 B7611-2（2015）附属書 JD「JD.2 車両等の管理方法」の規定により、その調整方法、管理方法等について「車両等の校正方法」と具体的細則を定め、事前に兵庫県の承認を受ける必要があります。「車両等の校正方法」の届出等に関する取扱いは次のとおりです。

（※）定期検査に代わる計量士による検査（代検査）又は適正計量管理事業所における検査

1 新規の届出

（１）申請書の提出

新たに車両等の校正方法の承認を受けようとする方は、下記の書類を消費生活センターへ提出してください。

※令和 6 年 4 月 1 日以降に兵庫県知事が承認した「質量標準管理マニュアル」は兵庫県内全域で有効となりますので、申請書等の提出は、兵庫県又は、事業所の所在地又は代検査を行う予定の区域を管轄する県内の特定市のうち、いずれか一か所にご提出ください。

- ① 「車両等の校正方法承認申請書（様式第 1 号）」
- ② 車両等の校正方法
- ③ 添付書類
 - ア 観測紙見本
 - イ （実用基準分銅を使う場合）県が承認した質量標準管理マニュアル
 - ウ （実用基準分銅を貸借する場合）所有者の質量標準管理マニュアル写し並びに質量標準管理マニュアル承認書の写し
 - エ （基準器等を貸借する場合）基準器等の貸借契約書の写し
 - オ 基準器等一覧表
 - カ 基準器検査成績書の写し
 - キ 検査車両台帳
 - ク （特定の検査車両を使用する場合）自動車車検証の写し
 - ケ （検査車両を貸借する場合）検査車両の貸借契約書の写し

（２）車両等の校正方法の承認基準

車両等の校正方法の承認基準は以下のとおりです。

- ① 置換する荷重（見なし真値）が示されているか。
- ② 基準器等と車両等を置換する方法が具体的に示され、その内容は十分か。
- ③ 車両の使用燃料の補正方法等の内容は十分か。

(3) 承認

申請書の記載事項及び添付書類の確認を行い、適正と認めた場合は、申請を承認します。

2 変更の届出

申請が承認された後に、申請書又は添付書類に変更があったときは、下記の書類を消費生活センターへ提出してください。

① 「車両等の校正方法変更届（様式第2号）」

② 添付書類

ア 申請者の住所、氏名の変更・・・・・・・・変更内容が確認できる書類（住民票等）

イ 基準器の追加又は廃棄等・・・・・・・・追加の場合は基準器成績書の写し

廃棄の場合は廃棄がわかる書類

ウ 基準器等の貸借契約書の変更・・・・・・・・変更した貸借契約書の写し

エ その他の変更・・・・・・・・変更内容が確認できる書類

3 廃止の届出

車両等の校正を取り止める場合には、「車両等の校正方法廃止届（様式第3号）」を消費生活センターへ提出してください。